

## 体験教室及び講習会等に係わる助成規定

2002年3月14日制定

2004年5月29日改定

2004年12月17日改定

2006年6月1日改定

2011年7月1日改定

2015年1月1日改定

### (目的)

第1条 この規定はコントラクトブリッジ（以下ブリッジと略す）の普及と発展を図るために、日本コントラクトブリッジ連盟（以下JCBLと略す）の会員・会友・公認クラブが行う講習会等の活動を支援するために必要な事項を定め、適切な助成を行うことを目的とする。

### (助成の対象)

第2条 対象とする活動は、JCBL 会員・会友・公認クラブが主催または JCBL 以外の外部団体より開催を委託されて実施する体験教室および2種類の入門講習会とする。

#### 1. 体験教室

ブリッジを全く知らない人を対象にして、ブリッジを広くPRすることを目的とする。JCBL 会員・会友・公認クラブおよび自治体等が主催する催事等への体験コーナーの出展についても対象とする。

#### 2. 入門講習会【入門講習会／入門サロン（複式学級型）】

ブリッジを本格的に習得するための入門講習会を JCBL 会員・会友・公認クラブが主催する場合について1期12回以内（最大2期まで延長可能）を助成対象とする。助成を受けるためには受講生が原則3名以上いることを条件とする。また、新規受講者を随時受け入れる入門サロン（複式学級型の入門講習会）も受講回数12回以下の受講者が3名以上いる限り、同受講者の人数に応じて助成する。

### (助成の内容)

第3条 体験教室に対する助成の内容は以下の通りとする。

	半日開催の場合（2～4時間程度）	全日開催の場合（5時間以上）
講師料	6,000円（受講者20名以下の場合）	10,000円（受講者数に関わらず）
	10,000円（受講者21名以上の場合）	

アシスタント料	3,000 円／人 *受講者が 5 名以上となった場合に支給対象とする *2 テーブル目以降、1 テーブル増加ごとに 1 名分を支給対象とする 例：2 テーブル (1 名分)、3 テーブル (2 名分)	6,000 円／人 *催事等、大規模な開催の場合、事前相談により支給対象人数を決定
交通費	講師およびアシスタント料が支給されるアシスタントの交通費実費（公共交通機関利用）を支給する。*高額（往復 3,000 円以上）の場合、または自家用車利用の場合は要事前相談	
会場費	実費を支給する（高額の場合、要事前相談）	

当日受付の体験教室において参加者がなく成立しなかった場合は、会場費に加え、講師料一律 4,500 円を助成する。

第 4 条 入門講習会に対する助成の内容は主催者と 1 回あたりの受講料（テキスト代を含まない）により、助成の内容を下記の通り定める。

<p>助成金額＝（講師料＋アシスタント料＋交通費＋会場費）－受講料</p> <p>講師料：6,000 円／回      アシスタント料：3,000 円／回</p> <p>講師は 1 人、アシスタントは受講者人数により下記の通り決定する。</p> <p>入門サロンの場合 受講者 4 名以下は対象外、5 名以上は 2 人分まで</p> <p>入門講習会の場合 受講者 4 名以下は対象外、5～8 名は 1 人分、9～12 名は 2 人分、13～24 名は 3 人分、25 名以上は事前相談により決定</p> <p>交通費：規定人数の実費を支給。高額の場合は事前相談により決定。</p> <p>会場費（JCBL 会員・会友・公認クローズドクラブが主催する場合）</p> <p>：原則として事前相談により実費を支給。</p> <p>会場費（JCBL 公認オープンクラブが主催する場合）</p> <p>：受講者 1 人につき 1 回あたり 500 円を支給。</p> <p>ただし、受講料が 500 円以下の場合は全額を会場費に充てるものとみなし、助成金額＝講師料＋アシスタント料＋交通費とする。</p> <p>※助成金額が 0 円以下となった場合は、助成対象外とする。</p>
---

第 5 条 JCBL 会員・会友が、カルチャースクール等の営利団体が開催する入門講習会の講師・アシスタントを務めた場合の助成の内容は以下の通りとする。

講師料	原則、助成対象外。スクール側から支給される講師料が 1 回あたり 5,000 円に満たない場合は、事前相談によりその差額分を助成する。
アシスタント料	スクール側から支給されない場合、1 回あたり 3,000 円を 1 人分のみ支給する。
交通費	スクール側から支給されない場合、講師とアシスタント各 1 名分の実費（公共交通機関利用）を支給する。

(申請手続き)

第6条 助成を希望する JCBL 会員・会友・公認クラブは、事前に所定の実施計画書を普及事業部に提出するものとする。普及事業部は計画書を審査し、その結果を文書で回答する。

(開催報告と助成金の支給)

第7条 助成を申請した JCBL 会員・会友・公認クラブは、体験教室・入門講習会の終了後（入門サロンは3ヶ月経過毎に）、所定の開催報告書および必要な領収証類、受講者出席簿等を普及事業部に提出するものとする。普及事業部はこれを審査して助成金額を決定し、申請者に通知するとともに支給手続きを行う。

(助成金以外の支援)

第8条 普及事業部は助成金以外の支援として、以下の物品類を申請に応じて支給あるいは貸与する。

- ◎ パンフレット類、ミニブリッジ教材類、体験教室参加者への記念トランプ
- ◎ 告知ポスター、チラシ
- ◎ 会場装飾用パネル
- ◎ その他事前相談により決定

また、告知広告を掲載した場合の掲載料の一部支援も事前相談により行う。

第9条 その他、本規定に定めのない事項については普及事業部長が個別に判断して決定するものとする。また、本規定による助成は普及事業部の年度予算内で実施するものであり、状況によっては助成金額を調整することがある。